

お知らせ

あなたの「はじめる」を応援するまち西都

NO. 1407
2022. 7. 1

編集・発行 西都市役所 総務課
TEL0983(35)3001 FAX0983(43)2067
発行 毎月1日・15日

information

案内

- 1 低所得の子育て世帯への
子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の支給について
- 2 8月1日から有効の国民健康保険被保険者証をお送りします
- 新型コロナウイルス感染症の影響に対する国保加入者への支援措置について
- コ 3 医療費自己負担限度額および
食事代の限度額適用認定証・減額認定証の交付申請を受け付けます
- ト 4 8月1日から後期高齢者医療の保険証が切り替わります
新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について
- ト 介護保険料のコンビニ収納が始まります
- ソ 5 「いきいき百歳体操」に取り組みませんか
国民年金保険料の免除制度について
- 6 マイナンバーカードの作成はお済みですか?
マイナンバーカードを使ってコンビニで
住民票の写しなどの各種証明書が取得できます
- 7 施設園芸省エネルギー設備導入にかかる要望調査の実施について
農道について
- 8 ごみ集積所の管理をお願いします
ごみの屋外焼却は犯罪です
生ごみ処理機器購入費の補助について
- 9 運転免許証更新(切り替え)のご案内
サマージャンボ宝くじの販売が始まります
- 10 ふるさと納税 新規返礼品提供事業者の募集説明会を開催します
杉安川仲島公園プール(競泳プールのみ)がオープンします
- 11 下水道排水設備工事責任技術者共通試験の実施について

催し・講座

- 11 西都夏まつり運営における感染拡大防止について
- 12 西都市歴史民俗資料館企画展の開催について
「オレンジカフェ」を開催します
- 13 「チャパティとバターチキンカレー」講座
市働く婦人の家主催「フラワー1dayレッスン」講座
- 14 市働く婦人の家主催「かんたん楽しいDIY」講座
市働く婦人の家主催「今さら聞けないLINE(ライン)①」講座
- 15 市民会館自主事業 海上自衛隊佐世保音楽隊 オータムコンサート in 西都
テゲバジャーロ宮崎ホーム戦のご案内
- 16 令和5年西都市20歳を祝う会(旧成人式)の開催について

募集

- 16 令和5年西都市20歳を祝う会(旧成人式)実行委員会メンバーを募集します
- 17 宮崎県女性のチャレンジ賞および男女共同参画功労賞候補者募集
都於郡地区館「初心者のためのスマホ入門講座」受講者募集
- 18 初心者テニススクール 参加者募集

相談

- 18 ひとり親家庭就業相談(巡回相談)について
- 19 法務局・人権擁護委員による「人権・なやみごと相談所」を開設します

その他

- 19 西都市地域子育て支援センター つばさ館

新型コロナウイルス感染症の影響により、お知らせ印刷後に内容
変更となる場合があります。最新情報は市ホームページ「新型コ
ロナウイルス感染症関連情報まとめ」をご確認ください。



■ 下表については回覧の際、有効にご利用ください。

※お知らせは市ホームページでも閲覧できます。 URL・・・<https://www.city.saito.lg.jp>

月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

※市民の皆さんへ※ 新型コロナウイルスに感染された方への思いやりを！ ～差別・偏見をなくしましょう～ ～正しい情報に基づく冷静な行動をしましょう～

低所得の子育て世帯への

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給します。

（１）支給対象者

- ① 令和４年４月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている方で、令和４年度分の住民税均等割が非課税である方（申請不要）
- ② ①のほか、対象児童（平成１６年４月２日〔特別児童扶養手当の算定基礎となっている児童の場合は平成１４年４月２日〕から令和５年２月２８日までの間に出生した児童）の養育者で、以下のいずれかに該当する方（申請必要）
 - ・令和４年度分の住民税均等割が非課税である方
 - ・令和４年１月１日以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和４年度分の住民税均等割が非課税である方と同様の事情にあると認められる方

（２）支給額

児童１人当たり一律１０万円（一度限りの支給）※国からの支給は５万円ですが西都市では５万円を上乗せして支給します。

（３）申請手続・支給日

- ・申請不要の支給対象者の方には支給案内通知を送付しており、各手当受給口座に７月中旬に支給予定です。
※支給日が決まり次第、市ホームページ・さいと子育て情報局（公式LINE）にてお知らせします。
支給予定日の通知は送付しませんのでご了承ください。
- ・申請が必要な方の申請受付日は、**７月４日（月）から令和５年２月２８日（火）**までです。
※ただし、令和５年２月以降に出生した児童分については**令和５年３月１５日（水）**まで
申請書などは福祉事務所窓口のほか、市ホームページから入手できます。

公式LINEは
こちらから↓



●配偶者からの暴力を理由に西都市へ避難している方へ

配偶者からの暴力を理由に対象児童とともに西都市に避難している方は、手続きをしていただくことで、避難されている方に対して子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）を支給します。詳細は、問合せ先（３２－１０２１）までご連絡ください。

※ただし、一定の要件を満たすなど支給要件に該当する必要があります。なお、対象児童にかかる本給付金の配偶者への支給がすでに行われている場合は、申出された方への支給はできません。

8月1日から有効の 国民健康保険被保険者証をお送りします

令和4年度の国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」）について
国保加入者全員分が世帯主宛てに7月下旬に届きます。

形や大きさはこれまでと同じですが、色が**黄色**から**赤色**に変わります。

また、70歳から74歳までの方に交付する国民健康保険被保険者証兼
高齢受給者証には負担割合（2割・3割）が記載されます。該当年齢の方
はご確認をよろしくお願いします。

被保険者証は病院や歯科医院などで治療を受ける際、必ず提出しなけれ
ばならないものです。また、身分証明にもなります。サイズが小さいので
紛失しないよう特にご注意ください。もし紛失や破損した場合には、健康
管理課までご連絡ください。

有効期限を過ぎた被保険者証は使用できません。ハサミなどで裁断して
から処分するようお願いします。

（文書取扱・問合せ：健康管理課 国保係 43-0378）

新型コロナウイルス感染症の影響に対する 国保加入者への支援措置について

西都市国民健康保険に加入されている方で、新型コロナウイルス感染症
の影響を受けた方は、次の支援措置を受けることができます。

1. 傷病手当金

次の要件を満たす場合は、申請により傷病手当金の支給を受けることが
できます。

◎傷病手当金の対象となる方

○雇用により賃金を貰っている方（被雇用者）

国保加入者が新型コロナウイルスに罹患し、療養により仕事ができず、
その期間の賃金の全部または一部の支払いが受けられなかった方

◎傷病手当金の基準

直近3カ月間の就労状況・賃金額などから算定します。

2. 国民健康保険税の減免

次の要件を満たす場合は、申請により国民健康保険税が減免となります。

◎国民健康保険税減免の対象となる世帯

○新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または
重篤な傷病を負った世帯

○新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減
少が見込まれる世帯（以下要件参照）

【要件】主たる生計維持者について、次のすべてを満たすこと。

- ・事業収入や給与収入など、種類ごとにみた収入のいずれかが前年に
比べて10分の3以上減少する見込みである。
- ・前年の所得の合計額が1,000万円以下。
- ・収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得が400万円以下。

◎減免となる保険税

○令和4年度の保険税であって、令和4年4月1日から令和5年3月
31日までの納期限分

詳しくは健康管理課（43-0378）にお問合せください。

（文書取扱：健康管理課）

～後期高齢者医療保険・国民健康保険からのお知らせ～

医療費自己負担限度額および食事代の限度額適用認定証・減額認定証の交付申請を受け付けます

後期高齢者医療保険および国民健康保険に加入されている方で、以下に該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、入院時または同一医療機関・同一月内の自己負担限度額と入院時の食事代（国保加入の70歳未満の住民税課税世帯の方は自己負担限度額のみ）が減額されます。認定証は健康管理課で交付しています。

現在入院中、入院の予定がある方もしくは、外来で高額な治療を受けられる方で、認定証の必要な方は、次のとおり申請をお願いします。

なお、代理の方が申請される場合は、代理の方の身分を証明できるものをお持ちください。現在令和3年度の認定証をお持ちの方も**有効期限が7月31日**となっていますので、引き続き認定証の必要な方（後期高齢者医療保険加入者で認定証が郵送で届く方を除く）は更新の手続きをお願いします。

※窓口混雑を防ぐため、事前申請受付もできますので、健康管理課までお問合せください。

後期高齢者医療保険加入者 (75歳以上の方及び一定の障害のある65歳～74歳の方)	国民健康保険加入者で70～74歳の方	国民健康保険加入者で70歳未満の方
<p>●対象になる方</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度住民税非課税世帯の方で、現在入院中および入院予定の方、または高額な治療を受けられる方 後期高齢者医療保険被保険者証の自己負担割合が3割負担の方で、現在入院中および入院予定の方、または高額な治療を受けられる方 <p>●申請日時 随時受付</p> <p>●申請場所 健康管理課</p> <p>●持参するもの ・後期高齢者医療被保険者証 ・マイナンバーのわかるもの</p> <p>※現在認定証の適用区分が「区分Ⅱ」と表示してある方で、過去12カ月の入院日数が90日を超えていると、食事代がさらに減額になる場合がありますので、入院日数の分かるもの（入院時の領収書など）をお持ちください。</p> <p>※世帯に申告をされていない方がいる場合は、交付をすることができません。</p>	<p>●対象になる方</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度住民税非課税世帯の方で、現在入院中および入院予定の方、または高額な治療を受けられる方 国民健康保険高齢受給者証の自己負担割合が3割負担の方で、現在入院中および入院予定の方、または高額な治療を受けられる方 <p>●申請日時 随時受付（認定証の交付は8月1日以降）</p> <p>●申請場所 健康管理課</p> <p>●持参するもの ・国民健康保険被保険者証 ・マイナンバーのわかるもの ・令和3年度の限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証（更新の方のみ）</p> <p>※現在認定証の適用区分が「低所得者Ⅱ」の方で過去12カ月の入院日数が90日を超えていると、食事代がさらに減額になる場合がありますので、入院日数の分かるもの（入院時の領収書など）をお持ちください。</p>	<p>●対象になる方</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在入院中および入院予定の方、または高額な治療を受けられる方 <p>●申請日時 随時受付 (認定証の交付は8月1日以降)</p> <p>●申請場所 健康管理課</p> <p>●持参するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険被保険者証 マイナンバーのわかるもの 令和3年度の限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証（更新の方のみ） <p>※住民税非課税世帯の方で、過去12カ月の入院日数が90日を超えていると、食事代がさらに減額になる場合がありますので、入院日数が分かるもの（入院時の領収書など）をお持ちください。</p>

◇国民健康保険税を滞納していると、認定証の交付を受けられない場合があります。

(文書取扱・問合せ：健康管理課 高齢者医療係・国保係 43-0378)

8月1日から 後期高齢者医療の保険証が切り替わります

現在お手持ちの後期高齢者医療（75歳以上の方全員、および宮崎県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた65歳から74歳の方で一定の障がい状態にある方）の保険証については、有効期限が7月31日（日）までとなっております。

8月1日（月）から有効の保険証へ、以下のとおり切り替わりますので病院などへ提示する際にはご注意ください。

- 新しい保険証の形や大きさは、これまでのものと同じですが、色が**みどり色**から**みず色**に替わります。
- 新しい保険証は、7月下旬までにご本人あてに届きます。
- 新しい保険証の有効期限は、令和4年9月30日（金）です。
※令和4年10月1日（土）からの保険証は、令和4年9月中に届きます
- 新しい保険証が届いたら、住所・氏名・生年月日をご確認ください。
- 有効期限を過ぎた保険証は使用できませんので、健康管理課まで返却いただくか、ご自身で処分してください。
なお、ご自身で処分される際には、そのまま捨てず、個人情報が出ないようにハサミなどで裁断してから処分されるようお願いいたします。
- 新しい保険証は、なくさないよう大切に保管してください。

（文書取扱・問合せ：健康管理課 高齢者医療係 43-0378）

新型コロナウイルス感染症の影響による 介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、要件に該当する方は、申請により介護保険料の減免が受けられます。

- 全額免除**：新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った方
- 一部減免**：新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の2つの要件に該当する方
 - ・事業収入や給与収入など、種類ごとに見た収入のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少する見込みである
 - ・減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得が400万円以下

【減免額】対象保険料額（A×B÷C）に減免割合Dを掛けた額

A：対象期間の保険料額 B：減少が見込まれる種類の前年所得額

C：主たる生計維持者の前年の合計所得額

D：Cが210万円以下の場合 10分の10

210万円超の場合 10分の8

主たる生計維持者の事業などの廃止や失業の場合 10分の10

【対象となる保険料】

令和4年度分保険料で納期限が令和4年4月1日～令和5年3月31日のもの。

【申請方法】

申請書と要件を確認できる書類（収入申告書、帳簿など）が必要です。

（文書取扱・問合せ：健康管理課 43-3024）

介護保険料のコンビニ収納が始まります

令和4年度の介護保険料額決定通知書は7月11日（月）に発送予定です。普通徴収の方のうち、納付方法が「納付書納付」の方には、納期ごとの納付書を同封します。今回お送りする納付書から、コンビニエンスストアなどでも納付できるようになりましたので、ご活用ください。

（文書取扱・問合せ：健康管理課 43-3024）

「いきいき百歳体操」に取り組みませんか

市では高齢者の方がいつまでも元気で自分らしく暮らしていくための介護予防事業「いきいき百歳体操」に取り組んでいます。筋力アップや転倒しにくい体づくりはもちろん、地域のつながりや交流の場にもなります。

現在、32カ所で開始され、週1回程度楽しく活動しています。

関心のある地区や団体には事前説明会を行っておりますので、お気軽にお電話ください。

●百歳体操の始め方

- ① 事前説明会に申し込む。
- ② 事前説明会に参加して百歳体操を体験する。
- ③ 必要なものを準備して百歳体操を開始する。

●事前説明会

【対象】 「いきいき百歳体操」に関心のある地区、団体（5人以上）

※協力員としてお手伝いしていただく方は65歳未満でも参加できます。

【内容】 「いきいき百歳体操」の説明および百歳体操の実施

【日時】 電話での日程調整にて決定します。 ※1時間半程度

【場所】 各地区の公民館など、自宅から通いやすい場所

【申込方法】

健康管理課 地域包括ケア推進係に電話（32-1028）にてお申込みください。

（文書取扱：健康管理課 地域包括ケア推進係）

国民年金保険料の免除制度について

国民年金保険料の免除制度とは、保険料を納めることが経済的に困難な場合、申請して、前年の所得状況により承認されると保険料の納付が免除または猶予される制度のことです。

この制度には、免除（全額・一部〔3/4・半額・1/4〕）と猶予（納付猶予・学生納付特例）があります。

＜納付・全額免除・一部免除等と未納ではこんなに違います＞

		定額納付	全額免除	一部免除	納付猶予 学生納付特例	未納
障害・遺族年金 の 受給資格期間に		入ります	入ります	免除相当額を除いた部分を納付すると入ります	入ります	入りません
老 齡 基 礎 年 金	受給資格 期間に	入ります	入ります	免除相当額を除いた部分を納付すると入ります	入ります	入りません
	年金額の 計算に 算入	されませ	1/2 されませ	納付額により異なりますが、されませ	されませ	されませ

※納付猶予、学生納付特例、全額免除、一部免除は、10年以内であれば、猶予や免除された期間分の保険料を後から納めることができます。その場合、老齢基礎年金の額を計算するときに、保険料を全額納付した場合と同様に扱われます。ただし、猶予や免除されたときから2年を超えて納める場合は、その当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

※一部免除は免除されていない分を納めないと未納と同じ扱いとなります。
※免除申請は、市民課 年金係で受け付けています。申請要件、手続きに必要なものなど、ご不明な点は、お問合せください。

（文書取扱・問合せ：市民課 年金係 43-1221）

マイナンバーカードの作成はお済みですか？

マイナンバーカードを取得していない方に対し、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)がQRコード付き交付申請書を7月中旬から順次発送する予定です。

今回送付されるQRコード付き申請書を使い、郵送やスマートフォンなどからマイナンバーカードの申請ができます。ただし、カードの受け取りは原則**本人受取**です。部活や仕事などの理由で代理の交付はできませんのでご注意ください。

また、市民課や各支所で申請受付(無料写真撮影付き)を行っています。窓口が大変混雑することが予想されますので、**必ず事前に電話予約**をお願いします。

- 市民課：35-3020 ●穂北支所：43-1113
- 三納支所：45-1111 ●都於郡支所：44-5222
- 三財支所：44-5111 ●東米良支所：49-3031

■送付対象者

マイナンバーカード未取得者のうち、交付申請を行っていない人。ただし、次の方は対象外となります。

- ・令和3年10月31日時点で75歳以上の方
- ・令和4年中に出生または国外から転入された方
- ・在留期間の定めのある外国人住民の方

■送付予定時期：7月中旬から順次

※QRコード付きの申請書が届いていない方でも、市民課や各支所で申請ができます。**必ず事前に電話予約**をお願いします。

■平日に都合がつかない方は、休日に市民課で申請などができます。

日時：7月24日(日)、31日(日) 午前9時から午後3時
8月14日(日)、28日(日) 午前9時から午後3時

※マイナンバーに関する手続きは事前に電話予約が必要です。混雑緩和にご協力をお願いします。

- 予約・問合せ：市民課 マイナンバーカード係 35-3020
(文書取扱：市民課)

マイナンバーカードを使ってコンビニで 住民票の写しなどの各種証明書が取得できます

マイナンバーカードを使って全国のコンビニなどに設置されているマルチコピー機で、住民票の写しなどの各種証明書が取得できます。

画面案内を見ながらタッチパネルによる簡単な操作で、わずらわしい申請書の記入も不要です。

- 利用に必要なもの：マイナンバーカード、交付時に設定した利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)
- 利用できる店舗：全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなど
- 利用できる時間：午前6時30分から午後11時まで
※12月29日から翌年1月3日および保守点検日を除く。
ただし、戸籍(全部・個人事項)証明書および戸籍の附票の写しは、**平日午前9時から午後5時まで**

■取得できる証明書

種類	料金	問合せ
住民票の写し 住民票記載事項証明書 印鑑登録証明書	250円	市民課 戸籍住民係 32-1023
戸籍(全部・個人事項)証明書 戸籍の附票の写し	450円	
所得証明書 課税証明書 所得・課税証明書	250円	税務課 市民税係 32-1009

(文書取扱：市民課・税務課)

施設園芸省エネルギー設備導入にかかる要望調査の実施について

燃油価格が高騰している中で、施設園芸の省エネルギー化を図るため、施設園芸における燃油削減のための設備導入を行う生産者を支援します。
補助事業の活用を希望する方は、必要な書類などを確認の上、受付日にお越しく下さい。

1. 事業概要など

- (1) 支援対象者：認定農業者もしくは認定就農者
- (2) 補助対象設備：ヒートポンプ、三重施設、循環扇、多段式サーモ、機能性被覆資材(LSスクリーンなど) **※既存設備の更新を除く**
- (3) 補助率：1/2以内
- (4) その他：原則として、令和5年1月末までに省エネ設備の導入などが必要

2. 受付に必要な書類など

- (1) 印鑑（認め印）
- (2) 見積書（受付日に間に合わない場合は無でも可）
- (3) 設備を導入するハウスの地番もしくは位置図

3. 受付日時

- (1) 日付：7月14日(木)
- (2) 時間：午前9時から午後4時まで（正午から午後1時を除く）
- (3) 場所：JA西都 旧グリーントップ2階

※都合の悪い方は事前に必ずご連絡ください

(文書取扱・問合せ：農林課 園芸特産係 32-1003)

農道について

日ごろから利用者の方々に農道の維持管理をしていただいておりますが、一部の農道では、農作業後に多くの泥が付着した状態で走行することなどにより、農道が汚れている状況が確認されています。

農道は、路線によっては農作業のほか、住民の大切な生活道としての役割も果たしています。

農道を利用される多くの方々が心地よく利用ができるよう、今後とも路面清掃などの維持管理の徹底をよろしくお願いいたします。

(文書取扱・問合せ：農林課 農村整備係 43-3432)

ごみ集積所の管理をお願いします

集積所に出されたごみが犬や猫、カラスなどに荒らされ、道路などに散らばっているとの相談が増えています。また、分別の間違いなどで収集されず、いつまでも集積所に残ったままのごみもあるようです。

集積所の管理は利用される方々の責務となっておりますので、集積所の環境美化に努めていただきますようお願いいたします。

また、ごみは収集日の朝8時までに出してください。

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

ごみの屋外焼却は犯罪です

ごみの屋外焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

市民の皆さんには、これまで『お知らせ』などで何度も注意しておりますが、まだまだ焼却行為が多く、苦情が後を絶ちません。

屋外焼却は黒煙や悪臭などにより近隣住民に迷惑をかけるばかりではなく、有害物を発生させ、人の健康や生活環境に悪影響を与えるほか、火災の原因ともなりますので、絶対に行わないでください。

また、日中の人目を避け、夜間に焼却を行う悪質なケースもあります。

市では、定期的にパトロールを行っていますが、屋外焼却を未然に防ぐには、皆さんの協力が必要です。屋外焼却を見かけたら、生活環境課または西都警察署へご連絡ください。

○ 屋外焼却を行った場合の罰則規定

「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科せられます。」

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

生ごみ処理機器購入費の補助について

市では可燃ごみ減量を図るため、生ごみ処理機器購入費に対する補助を行っています。随時、生活環境課において申請を受け付けておりますのでぜひご利用ください。

【補助金額】

コンポスト	購入金額の1/2 (1基につき上限5千円)
電動生ごみ処理機	購入金額の1/3 (1基につき上限2万円)

【補助対象金額】

本体購入価格(送料、長期保証料、ポイント還元などによる割引分、設置・工事費などは補助対象外)

【補助の対象】

- ・補助対象者は、市内に居住し、住民基本台帳に記録されている者。
- ・コンポストは一世帯につき2基、電動生ごみ処理機は一世帯につき1基を限度とします。

【申請に必要なもの】

- ・領収書(商品名、金額、購入日、購入店名が記載された領収書の原本〔申請日よりさかのぼって30日以内の領収書に限ります〕)、インターネット購入の場合は、利用明細書と口座引落とし後の金額がわかるもの
- ・購入したものがわかるカタログや取扱説明書など
- ・申請者本人の通帳(補助金は口座振込になります)
- ・印鑑(認めでかまいません。シャチハタ不可)
- ・世帯員の市税完納証明書(税務課にて発行しております)

(文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485)

運転免許証更新（切り替え）のご案内

西都地区交通安全協会で、優良講習、一般講習、高齢者講習受講者の運転免許証更新(切り替え)ができます。

【優良講習・一般講習】毎週火・金曜日(休日を除く)

受付(午前8時30分～9時)のあと、法定の講習があります。

【高齢者講習受講済者】毎週月曜から金曜日(休日を除く)

午前の部：午前9時～11時 午後の部：午後1時～4時 ※更新手続きには、高齢者講習終了証明書が必要です。

【場 所】西都地区交通安全協会 西都市小野崎2-16

【その他】免許証写真は、協会で撮影(6枚600円)でき、新免許証は、後日交付されます。違反講習、初回講習の更新は、運転免許センターのみです。

運転免許証更新の際は、**交通安全協会**へのご加入をお願いします。

<交通安全協会とは>

悲惨な交通事故を防止するため、社会奉仕の精神に基づいて生まれた一般財団法人です。

・交通安全協会の主な活動(事業)

①広報啓発活動 ②交通安全教育活動 ③街頭交通指導 ④免許証更新事務 ⑤交通事故相談業務 ⑥チャイルドシート貸出 ⑦軽微違反者講習

・交通安全協会費 2,000円

交通安全協会への加入は任意加入ですが、この協会費は西都地区交通安全協会が活動をする上で、重要な財源となっています。免許証更新時にぜひご加入をよろしくをお願いします。運転免許センターで加入されても西都地区交通安全協会の会員となります。

・会員特典について

協賛店において、商品の割引や施設利用料金割引などの各種サービスを受けられます。詳しくは宮崎県交通安全協会のホームページをご覧ください。

【問合せ先】西都地区交通安全協会 43-0294

(文書取扱：生活環境課)

サマージャンボ宝くじの販売が始まります

サマージャンボ宝くじが7月5日(火)から8月5日(金)まで次のとおり販売されます。パソコンやスマホからもネット購入できます。

『今年のサマージャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて7億円!』

1等 5億円 × 24本

前後賞各 1億円 × 48本

※当せん本数は発売総額720億円・24ユニットの場合

『同時発売のサマージャンボミニは、1等3,000万円!』

1等 3,000万円 × 28本

※当せん本数は発売総額210億円・7ユニットの場合

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。ぜひ、ご購入ください。

(文書取扱：財政課)

ふるさと納税 新規返礼品提供事業者の 募集説明会を開催します

市では、ふるさと納税で新たに返礼品を出品していただける方を随時募集しています。新たな販路獲得の機会にもなり得る「ふるさと納税」に取り組んでみませんか？

ふるさと納税の出荷の仕組みなどについて、市ふるさと納税担当が説明いたします。ぜひご参加ください。

【開催日】 7月27日（水） 1回目 午後2時～ 1時間程度
2回目 午後7時～ 1時間程度

【開催場所】 コミュニティセンター3階 学習室

【対象者】 ・市内で農畜産物を生産している方
・市内で加工品などを製造している方
※生産地・加工地が西都市内であれば、事業所などの住所は問いません。ご不明な場合は担当係までお問合せください。

【定員】 各回5組程度

【参加料】 無料

【その他】

- 資料準備の都合上、参加希望の方は事前に電話にてお申込みください。
- 想定している商品があれば、お申込みの際に内容をお伺いいたします。
- 上記日程での参加が難しい方は、個別にご説明いたします。お気軽に電話でお問合せください。

【申し込み・問合せ先】

総合政策課 ふるさと振興係 43-5021

（文書取扱：総合政策課）

杉安川仲島公園プール（競泳プールのみ）が オープンします

7月21日（木）から競泳プールがオープンします。新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を十分行いながら、安心してご利用できるよう営業しますので、泳ぎの大好きな方、体力をつけたい方、健康増進・体力維持を図りたい方はぜひご利用ください。

※オープンするのは競泳プールのみです。流水・児童・幼児プールは、設備の老朽化、機械の不具合などにより営業しませんのでご注意ください。

●競泳プール

25m×17m、水深1.1m（中央部1.3m）

●利用期間

7月21日（木）～8月24日（水）※休場日は設けません。

●利用時間

（午前）9時30分から12時30分

（午後）1時30分から5時

（全日）午前9時30分から午後5時

（12時30分から1時間昼休憩あり）

●利用料金（単位：円）

	午前	午後	全日
幼児	110	110	160
児童生徒	220	220	330
一般	330	330	490

●その他

準備体操を十分行い、管理人の指示に従って楽しく泳いでください。
また、ご利用当日、体調不良の方のご利用はお控えください。

（文書取扱・問合せ：スポーツ振興課 43-3478）

下水道排水設備工事責任技術者 共通試験の実施について

排水設備の機能を十分活かすため、下水道排水設備工事は責任技術者が専属する指定工事店で行うことになっています。

本年度の責任技術者試験が次のとおり実施されますので、お知らせします。なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、延期または中止される場合があります。

- 【日時】 11月6日（日）午後2時～4時（受付：午後1時～）
【会場】 JA・AZM別館 301研修室・302研修室
【受験料】 6,000円

責任技術者試験の受験につきましては、事前申込が必要ですので、受験を希望される方は申込みをお願いします。

【申込書の配布】

期間：7月1日（金）～

場所：上下水道課（西都児湯医療センター前 西庁舎2階）

【受験申込】

期間：7月19日（火）～29日（金）

場所：上下水道課（西都児湯医療センター前 西庁舎2階）

※郵便による申込書の請求および提出は受け付けません。

※申込書の配布・受験申込の期間は、いずれも土日・祝日を除く
午前8時30分から午後5時です。

【問合せ】 上下水道課 下水道工務係 43-1326

（文書取扱：上下水道課 下水道工務係）

西都夏まつり運営における 感染拡大防止について

西都夏まつり振興会は、市民に愛される「まつり」を目指し、7月23日（土）、24日（日）に西都夏まつりを3年ぶりに行うこととしました。また、7月22日（金）には互親組や太鼓台との触れ合いなどがお楽しみいただける前夜祭も行います。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎ、皆さまに安心して夏まつりを楽しんでいただくために、次のとおり取り組んでいます。皆さまも以下の点に気を付けて、ご来場ください。

感染防止の取り組み

（1）以下の事項に該当する場合の活動自粛

- ①体調がよくない場合（例：体温が37.5度以上の場合、咳、咽頭痛などの症状がある場合）
- ②同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

（2）マスク持参、着用の徹底

（会議中や練習中、休憩中など会話をする際にも原則マスク着用）

（3）こまめな手指消毒の徹底

問合せ先：西都夏まつり振興会事務局（西都商工会議所内）
43-2111

（文書取扱：商工観光課）

西都市歴史民俗資料館企画展の開催について

令和3年7月26日、昭和39年の旧庁舎建設から57年の歳月を経て、新たに西都市役所新庁舎が開庁しました。西都市歴史民俗資料館では、この節目を記念し、写真に残るさまざまな出来事から西都市の歩みを振り返る企画展を以下のとおり開催します。

今回の企画展では、西都市役所の変遷や中心市街地で行われた区画整理事業前後の街並みを中心に、西都市所蔵の地図や写真を用いて制作したパネルを使って分かりやすく展示・解説します。

近代の西都市の変遷を振り返る貴重な機会の第一弾。ぜひ、この機会にご家族・ご近所、お誘い合わせのうえ、ご来館ください。

※なお、新型コロナウイルス感染症の状況により、企画展を延期または中止することがあります。

また、本企画展は、2月22日(火)から3月20日(日)に開催予定だったものを延期して実施するものです。

- テーマ : 「写真で振り返る西都市の歩みvol.1
-西都市役所と中心市街地-」
- 会場 : 西都市歴史民俗資料館 入館無料
- 開催期間 : 7月20日(水)から9月4日(日)
- 開館時間 : 午前9時～午後5時 (入館は午後4時30分まで)
- 休館日 : 月曜日および国民の祝日
- 展示内容 : 空中写真から見た西都市の変遷、古代から続く地名、近代の西都市の街並み、合併と西都市の誕生、庁舎の変遷、西都市に頻発した大火と区画整理事業など

(文書取扱・問合せ：社会教育課 文化財係 35-3009)

「オレンジカフェ」を開催します

オレンジカフェは、認知症の人とその家族、地域の人や専門職など誰もが「認知症」というキーワードのもとに集まれる「集いの場」です。

今月は「終活セミナー」を行います。エンディングサポートみやざきの講師を迎え、人生最期を迎えるにあたって、いろいろな準備を生前から行うことの大切さを学びます。

もの忘れで悩んでいる方、認知症と診断されて不安を感じている方やご家族、認知症に関心のある方など、たくさんの方々の参加をお待ちしております。

【開催日】7月28日(木) 午後1時30分～3時

【開催場所】生きがい交流広場(妻町1丁目7番地)

【対象者】市内在住で認知症の人・家族・認知症に関心のある方など

【内容】終活セミナーなど

【参加費】無料

【申込先】

市北地区地域包括支援センター(担当：小牧真由美) 32-9595

市南地区地域包括支援センター(担当：小牧朋子) 41-0511

※参加希望の方は電話にてお申込みください。当日参加も可能です。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止となった場合は、個別にご連絡します。

※参加前の体温測定および参加時のマスク着用をお願いします。また水筒など水分補給できるものをご持参ください。

(文書取扱：健康管理課 地域包括ケア推進係)

「チャパティとバターチキンカレー」講座

*** さいとくポイント進呈対象事業です ***

勤労青少年ホームでは「チャパティとバターチキンカレー」講座を開催します。楽しく作っておいしく食べて、スパイスパワーで暑い夏を乗り切りましょう。

- 【開講日】 8月6日（土）午後1時30分～3時（全1回）
- 【場 所】 市勤労青少年ホーム（調理室）
- 【条 件】 市内在住、在勤の方ならどなたでも参加できます
- 【費 用】 当ホーム会員登録料200円（本年度未登録の方のみ）
材料費500円
- 【準備物】 エプロン、三角巾、手拭きタオル、飲み物など
- 【定 員】 8名（応募多数の場合は抽選となります）

◆申込み◆

- 窓口で直接か、電話・FAXでお申込みください。
- 受付時間 : 月～土曜（午後1時～8時）※日曜・祝日は休館
- 受付期間 : 7月1日（金）～27日（水）
- 問合せ先 : 市勤労青少年ホーム TEL/FAX 3 2-6 3 0 1
- 中止もしくは延期となった場合は、個別にご連絡します。

（文書取扱：商工観光課）

市働く婦人の家主催

「フラワー1dayレッスン」講座

～シャボンフラワーのアレンジ～

*** さいとくポイント進呈対象事業です ***

花びらを石鹼素材で作った、ほのかにアロマが香る、今人気のシャボンフラワー。このシャボンフラワーを使ったおしゃれなアレンジボックスを作りながら、癒しの時間を楽しみましょう。

- 【開 講 日】 8月17日（水） 午後7時30分～9時
- 【場 所】 市働く婦人の家（コミュニティプラザパオ2階）
- 【条 件】 市内在住、在勤の方ならどなたでも参加できます
- 【材 料 費】 2,000円程度
- 【定 員】 8名（応募者多数の場合は事務局による抽選となります）

◆申込み◆

- 窓口で直接か、FAXでお申込みください。
- FAXの場合、必要事項をご記入の上ご応募ください。
- ※必要事項…①講座名「フラワー1dayレッスン<8月>」とご記入ください。
②氏名（フリガナ）、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢
⑥区分（女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか）
⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。
- 受付時間 月～金曜 午前9時30分～午後9時まで
土 曜 午前9時30分～午後4時まで
（日曜・祝日は休館）
- 受付期間 7月1日（金）～25日（月）
- 中止もしくは延期となった場合は、個別にご連絡します。
- 問合せ先 市働く婦人の家 TEL 3 2-6 3 0 0 FAX 3 2-6 3 3 3

（文書取扱：商工観光課）

市働く婦人の家主催
「かんたん楽しいDIY」講座
さいとくポイント進呈対象事業です

女性にも大人気のDIY。
初心者でも簡単に製作できる、楽しいDIY講座です。

- 【開 講 日】8月5日(金) 午後1時30分～3時
【場 所】コミュニティプラザパオ1階 センターコート
【条 件】市内在住、在勤の方ならどなたでも参加できます
【材 料 費】1,000円程度
【持 参 品】特にありません。
【定 員】6名(応募者多数の場合は事務局による抽選となります)

◆申込み◆

- 窓口で直接か、FAXでお申込みください。
○FAXの場合、必要事項をご記入の上ご応募ください。
※必要事項…①講座名「かんたん楽しいDIY」とご記入ください。
②氏名(フリガナ)、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢
⑥区分(女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか)
⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。
○受付時間 月～金曜 午前9時30分～午後8時まで
土 曜 午前9時30分～午後4時まで
(日曜・祝日は休館)
○受付期間 7月1日(金)～25日(月)
○中止もしくは延期となった場合は、個別にご連絡します。
○問合せ先 市働く婦人の家 TEL32-6300 FAX32-6333

(文書取扱：商工観光課)

市働く婦人の家主催
「今さら聞けないLINE(ライン)①」講座
さいとくポイント進呈対象事業です

画像の送り方やスタンプの使い方、友だち追加など基本操作を学ぶ講座
です。家族や友達とのコミュニケーションに活用しましょう。

- 【開 講 日】8月2日(火) 毎週火曜日 午前10時～12時(全5回)
【場 所】市働く婦人の家(コミュニティプラザパオ2階)
【条 件】市内在住、在勤の方ならどなたでも参加できます
【費 用】友の会費200円(初回のみ)
テキスト代1,000円(初回のみ)
【持 参 品】スマートフォン
【定 員】6名(応募者多数の場合は事務局による抽選となります)

◆申込み◆

- 窓口で直接か、FAXでお申込みください。
○FAXの場合、必要事項をご記入の上ご応募ください。
※必要事項…①講座名「今さら聞けないLINE(ライン)①」とご記入ください。
②氏名(フリガナ)、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢
⑥区分(女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか)
⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。
○受付時間 月～金曜 午前9時30分～午後8時まで
土 曜 午前9時30分～午後4時まで
(日曜・祝日は休館)
○受付期間 7月1日(金)～25日(月)
○中止もしくは延期となった場合は、個別にご連絡します。
○問合せ先 市働く婦人の家 TEL32-6300 FAX32-6333

(文書取扱：商工観光課)

市民会館自主事業
海上自衛隊佐世保音楽隊
オータムコンサートin西都
さいとくポイント進呈対象事業です

今年は海上自衛隊佐世保音楽隊が市民会館にやってきます。芸術に酔いしれる秋、佐世保音楽隊の奏でる素晴らしい演奏を肌で感じてください。

- 【日 時】 9月4日(日) 開場：午後1時 開演：午後2時
 【入 場 料】 無料 全席自由 (要整理券)
 7/1(金)より3カ所で配布開始
 【配布場所】 市民会館/市公民館/市文化ホール
 【出 演 者】 海上自衛隊佐世保音楽隊
 【会 場】 市民会館ホール
 【主 催】 市民会館
 【後 援】 市/市教育委員会
 【協 力】 海上自衛隊佐世保音楽隊/自衛隊宮崎地方協力本部
 【問 合 せ】 市民会館 (43-5048)

ご来場の際は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご理解ご協力をお願いします。

なお、感染拡大の影響により内容の変更・中止の場合もございます。変更の際は、会館前掲示板・フェイスブックでご報告します。

- 市民会館ホームページ <http://fep6.jp/>
 - 市民会館フェイスブック (YouTube「継承」も更新中!)
- その他、いろいろな情報を発信中です。ぜひ、ご覧ください。

(文書取扱：社会教育課)

テゲバジャーロ宮崎ホーム戦のご案内

7月に実施されるテゲバジャーロ宮崎のJ3リーグホーム戦の日程です。ぜひスタジアムへ足をお運びください。

【試合日程】

節	試合日	開始時間	対戦相手
第17節	7月17日(日)	15:00	藤枝MYFC
第19節	7月31日(日)	15:00	SC相模原

【試合会場】 ユニリーバスタジアム新富 (新富町三納代1586)

【チケットの購入方法】

<前売券>

- ◇Jリーグチケット (<http://www.jleague-ticket.jp/club/tm/>)
 - ◇オフィシャルショップ (宮崎市大淀4-6-28 宮交シティ3階)
 - ◇新富町チャレンジショップ (新富町三納代1765-1)
- ※販売開始日は試合日の2週間前 (ファンクラブ会員は3週間前)

<当日券>

- ◇試合会場にて購入 (数に限りがあります)

(文書取扱：スポーツ振興課)

令和5年西都市20歳を祝う会（旧成人式）の 開催について

- 【内 容】 令和5年1月5日（木）
受付：午前10時～ 式典：午前11時～
- 【会 場】 市民会館
- 【対 象 者】 平成14年4月2日～平成15年4月1日生の方
- 【申込方法】 市内に住民票がある方は申込みの必要はありません。
※市内に住民票がない方は申込みが必要です。
①氏名（ふりがな） ②生年月日
③出身地区（中学校区）
④案内状送付先住所（実家など）
⑤同世帯主名 ⑥電話番号
を以下の申込先まで直接または電話・FAX・メールにて
お申込みください。
- 【申 込 先】 教育委員会 社会教育課 社会教育係
電話：35-3009 / FAX：43-2067
メール：syakyo@city.saito.lg.jp
- 【そ の 他】 市内在住および市外在住の方で申込みをされた方へは、
11月ごろに案内状を発送します。

※新型コロナウイルス感染症の状況次第では、式典の実施について変更が生じる可能性があります。その際は事前に連絡・周知します。

（文書取扱：社会教育課）

令和5年西都市20歳を祝う会（旧成人式） 実行委員会メンバーを募集します

市教育委員会では、令和5年1月5日（木）に開催を予定している「20歳を祝う会」の企画・運営を行う実行委員を募集しています。
一生に一度の節目の式典を、自分たちの手でオリジナリティあふれるものに仕上げてみませんか？

- 【内 容】 新しく20歳を迎えた方の代表として、20歳のアイデアや気持ち、声を行政に届けます。
実行委員会を組織し、月1～2回程度の会議を通して、式典の企画から準備、当日の運営までを手掛けます。
- 【対 象 者】 平成14年4月2日～平成15年4月1日生の方
- 【申込期間】 7月4日（月）～8月31日（水）
- 【申込方法】 以下の申込先に①氏名②住所③電話番号④生年月日を直接または電話・FAX・メールにてお申込みください。
- 【申 込 先】 教育委員会 社会教育課 社会教育係
電話：35-3009 / FAX：43-2067
メール：syakyo@city.saito.lg.jp

（文書取扱：社会教育課）

宮崎県女性のチャレンジ賞および 男女共同参画功劳賞 候補者募集

【女性のチャレンジ賞】

県では、起業、NPO法人での活動、地域活動などにチャレンジすることで輝いている女性個人や、女性グループを表彰しています。

○表彰の対象：県内に在住し、以下の3つのいずれかに該当する女性または女性グループです。

- ①上へのチャレンジ：地域、団体、事業所において主導的な立場で政策方針決定に参画し活躍されている方
- ②横へのチャレンジ：従来、女性の参加が少なかった分野での先駆けとなるチャレンジで活躍されている方
- ③再チャレンジ：子育てなどで仕事を中断した後に、仕事などに再チャレンジし活躍されている方

【男女共同参画功劳賞】

県では、男女共同参画社会づくりに功劳があった個人・団体・事業者を表彰しています。

○表彰の対象

次のいずれかについて顕著な成果をあげ、3年以上活動または取り組みを行っている、県内に居住（所在）する個人・団体・事業者です。

- ①男女共同参画社会づくりに向けた気運の醸成に関する取り組み
- ②女性の社会参画促進に関する取り組み
- ③雇用上の男女の均等な機会の確保などに関する取り組み(事業者のみ)

●応募方法：どなたでもご応募できます。自薦他薦を問いません。

※生きがい交流広場、各支所または、県生活・協働・男女参画課、県男女共同参画センターなどに応募書類があります。

(県ホームページからもダウンロードできます)

※推薦要領を参考に推薦書に必要事項をご記入の上、市民課 市民協働推進係に提出してください。

●受付期間：7月4日（月）から8月15日（月）まで

(文書取扱・問合せ：市民課 市民協働推進係 43-1204)

都於郡地区館

「初心者のためのスマホ入門講座」受講者募集

スマートフォンは、うまく活用すれば私たちの生活をより楽しく快適にしてくれます。しかし、せっかくの素晴らしい機能を思うように使いこなせない方や、スマホの犯罪から身を守るための、安全な使い方が身につけていない方も多いようです。

そこで今回、初心者・シニア世代などを対象とした「スマホ入門講座」を開催します。ぜひ、ご参加ください。

【日時】8月6日・20日・27日、9月3日 ※計4回の連続講座
各回とも土曜日、午前10時から12時まで。

【場所】都於郡地区館 1階談話室

【内容】文字入力の方法、Wi-Fi接続、インターネット接続の安全対策、カレンダー・マップ・メモなど基本的機能の活用方法、LINEの操作、知っておきたいアプリの紹介など

【定員】10名

【講師】本部重雄 (Pc Doc Miyazaki代表)

【対象者】18歳以上の市内に在住または勤務の方(高校生除く)

【受講料】教材代として500円(全日程分)が必要です。

【準備物】スマートフォン ※アンドロイド、iPhone、らくらくフォンなど

【申込方法】都於郡地区館に電話(44-5222)、または直接お申込みください。※受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分まで

【締切】7月25日(月)

【その他】

1. 応募多数の場合は抽選になります。グループ単位での受講が必須条件である場合は、抽選時に考慮しますので申込時にお伝えください。また、抽選の場合、本年度において市主催のスマートフォン講座を受講していない方を優先いたします。
2. 新型コロナウイルスの影響により、講座の日程や内容に変更が生じる場合があります。
3. Wi-Fiを使用しますので、通信料に影響はありません。

(文書取扱・問合せ：社会教育課 都於郡地区館 44-5222)

初心者テニススクール 参加者募集

硬式テニスの初心者・未経験者の方を対象としたテニススクールを以下のとおり開催します。興味のある方、何か運動をしたいと思っている方はこの機会にぜひご参加ください。

- 【主催】 西都市テニス協会
- 【共催】 宮崎県テニス協会（講師2名派遣）
- 【期日】 8月2日(火)・9日(火)・16日(火)・23日(火)
4回コース
※予備日8月30日(火)・9月6日(火)
- 【時間】 午後7時～9時45分
- 【場所】 西都原運動公園テニスコート
- 【定員】 30名程度
- 【参加費】 一般 2,000円(保険料込み)
高校生以下 1,000円(保険料込み)
- 【その他】 ラケットの無い方は協会準備します。
定員になり次第、申込受付を終了します。
新型コロナウイルス感染症の状況により中止になる場合があります。
- 【申込み・問合せ】
美容室 J-WAVE 加藤 43-0641
受付時間 午前8時～午後6時(毎週月曜・第3日曜を除く)

(文書取扱：スポーツ振興課)

ひとり親家庭就業相談(巡回相談)について

ひとり親家庭のお母さん・お父さんおよび寡婦の方の、よりよい生活のために宮崎県母子寡婦福祉連合会の就業支援員の方による、就業相談を行います。

◎開催日時・場所

開催日	開催時間	開催場所
8月12日(金)	10:30～12:00 13:00～15:00	本庁舎1階 福祉事務所相談室

◎相談内容

- ・就業に関すること(無職の方、転職希望の方、仕事での悩み事など)
- ・その他生活相談

◎相談は一人30分程度を予定しています。相談時間確保のためにご希望の日時など、事前の予約をお願いします。7月15日(金)までにご連絡ください。

【予約先】

福祉事務所 子育て支援係 32-1021

(文書取扱：福祉事務所 子育て支援係)

法務局・人権擁護委員による 「人権・なやみごと相談所」を開設します

いじめ、差別、虐待、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、近隣間のもめごとなどひとりで悩まずご相談ください。

相談は無料で秘密厳守になっておりますので、気軽にお越しください。

なお、新型コロナウイルス感染症などにより、中止する場合がありますのでご了承ください。

○日 時 7月19日(火) 午前10時から午後3時まで

○場 所 生きがい交流広場 2階
住所：西都市妻町1丁目73番地
(宮崎太陽銀行西都支店近く)

○相談員 人権擁護委員 2名

その他関係機関でも、面談・電話による相談を**平日午前8時30分から午後5時15分まで**随時お受けしております。

関係機関名	電話番号	備考
宮崎地方法務局人権擁護課	0985-22-5124	
みんなの人権110番	0570-003-110	全国共通ナビ
女性の人権ホットライン	0570-070-810	
子どもの人権110番	0120-007-110	通話料無料

インターネット人権相談受付窓口

○ パソコン、携帯電話、スマートフォン共通
<https://www.jinken.go.jp/>

(文書取扱：市民課)

西都市地域子育て支援センター つばさ館

主に家庭で子育てをしている保護者とお子さんが集まり、情報交換したり、お子さんと一緒にみんなで遊べる交流の場です(利用料は無料)。

<7月の行事予定>

- 1日(金) 7月の制作(今月中随時)
- 4日(月) 給食試食会(予約制) ※1食 350円
- 6日(水) 助産師さんに聞いてみよう①(予約制) AM10:00～
(身体測定&手形足形をとる成長記録会も実施します)
- 8日(金) リトミック♪(予約制) AM10:30頃～
- 12日(火) 英語であそぼう(予約制) AM10:30頃～
- 14日(木) 誕生会(7月生まれ)(予約制) AM10:30頃～
- 19日(火) アタッチメントベビーマッサージ(予約制)
参加費500円(オイル代込み) AM10:30頃～
- 22日(金) つばさ館カフェ(予約制) 参加費200円 AM10:30頃～
- 25日(月) 助産師さんに聞いてみよう②(予約制) AM10:00～
- 26日(火) 親子クッキング(予約制) 参加費150円 AM10:30頃～
- 28日(木) 給食試食会(予約制) ※1食350円
- 29日(金) つばさ館カフェ(予約制) 参加費200円 AM10:30頃～

※ベビーフォトの日程・時間は、つばさ館にお問合せください。

◆支援センターつばさ館 概要◆

- 【住所】西都市白馬町3番地(認定こども園こどもの家敷地内)
※駐車場は横にあります
- 【連絡先】TEL:43-1049 FAX:43-1079
- 【利用時間】月～金曜 午前9時～午後3時
土曜 午前9時～12時(育児相談可)
- 【子育て相談】電話・来園・訪問でのご相談は随時お受けします
- 【一時保育】料金・時間は1時間単位(1時間350円、4時間1,200円)です。詳しくは、お電話ください。
- 【育児情報誌】毎月1回 活動内容の情報発信(つばさ館便り)

(文書取扱：福祉事務所)